

平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 **コタ株式会社**
代 表 者 名 代表取締役社長 小田博英
上場市場・コード 大証第2部 4923
お問い合わせ先 取締役総務部長
則包 正二
電 話 番 号 0774-44-4923

当社元取締役による不正行為に関する関係者の処分と再発防止策について

平成 21 年 4 月 28 日付でお知らせいたしました当社元取締役による不正行為に関し、関係者処分及び再発防止策を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

今般、このような事態を招き、お客様、株主・投資者の皆さま、お取引先をはじめとする関係各位に多大なご迷惑及びご心配をおかけしておりますことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

記

1. 関係者の処分等について

経営責任を明確にするため、次の処分を実施いたします。

・代表取締役社長	報酬月額の 30%減額	1ヶ月
・取締役会長	報酬月額の 20%減額	1ヶ月
・常務取締役	報酬月額の 20%減額	1ヶ月
・取締役営業第二部長	報酬月額の 10%減額	1ヶ月
・取締役総務部長	報酬月額の 10%減額	1ヶ月

また、常勤監査役及び非常勤監査役につきましては、次のとおり報酬を返上する旨の申し出がありました。

・常勤監査役	報酬月額の 10%減額	1ヶ月
・非常勤監査役	報酬月額の 10%減額	1ヶ月

美容室の繁栄のために



2. 再発防止策について

今般の事態を受け、今後、次の施策を実施してまいります。

(1) 全役職員へのコンプライアンス意識の周知徹底

社内で不正が行われる等、コンプライアンス意識の欠落が関係者や会社に与える影響と重大性等について、全役職員を対象に再度、認識を深めるための研修及び啓蒙を行います。

(2) 経理部内の管理体制の強化

元取締役個人において資金の支出が可能であった経理部内の体制を見直すとともに、経理部内の牽制機能を強化いたします。

(3) 内部監査の強化と監査役、監査法人との連携の充実

内部監査の監査頻度や監査方法、重点監査項目を見直し、監査役、監査法人との連携をより一層充実することで内部監査体制の強化を図ります。

(4) 内部統制の強化

社内における不正または法令違反等の事実を認知した役職員は、社内に設置している内部統制プロジェクトチームのメンバーを窓口として、ただちに責任者との連携を図り具体的な改善に取り組みます。

なお、これら再発防止策を徹底するための組織体制等につきましては、決定次第、速やかにご報告いたします。

以 上